三　第三条第二号に掲げる者（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け

四　第三条第三号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）、東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）及び東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者若しくは第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け

五　第三条第四号に掲げる者であって、被災地域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体の区域並びに原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長の指示に基づく要請を受けた地方公共団体及び行政機関の調査結果に基づき出荷自粛等の要請が行われた地方公共団体の区域をいう。）の農林畜水産物等を継続して調達するもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け

六　第三条第五号に掲げる者のうち中堅企業及び大企業であって、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）、東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）及び東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者若しくは